

## 熊本県特定不妊治療費助成事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、県が行う体外受精および顕微授精（以下、「特定不妊治療」という。）にかかる費用の助成に関する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるとともに、その経済的負担を軽減し、もって不妊治療対策の充実を図る。

(助成対象者)

第2条 この要項による助成を受けることができる対象者（以下「対象者」という。）は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む。以下、同じ。）
- (2) 夫又は妻のいずれかが、熊本県内（熊本市を除く。）の市町村の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されていること。
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。  
ただし、令和3年3月31日時点で妻の年齢が43歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者として取り扱う。その場合は、夫婦合算した前年（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の所得額（所得控除額を差し引いた金額）が730万円以上である場合を除く。なお、所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条の規定を準用し、所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条の規定を準用する。
- (4) 治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了していること。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる費用は、第6条に規定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において受けた保険外診療である特定不妊治療に要した費用とし、入院室料、食事代等直接治療に関係のない費用は含まない。ただし、医師の判断に基づきやむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる治療は、助成の対象としない。

- ア 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為によるもの
- イ 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）によるもの
- ウ 代理母（夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子どもを当該夫婦の子どもとする。）によるもの

(助成内容)

第4条 助成する額は、特定不妊治療に要した費用に対して、次のとおりとする。

- (1) 1回の治療につき30万円（ただし、別表【治療ステージと助成対象範囲】の治療ステージC及びFの治療の場合は10万円）まで助成する。
- (2) 特定不妊治療を行うにあたり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下、「男性不妊治療」という。）を併せて行った場合は、(1)のほか、1回の治療につき30万円まで助成する。（ただし、別表【治療ステージと助成対象範囲】の治療ステージCの治療を除く。）
- (3) 他の都道府県、政令指定都市又は中核市において国が実施する「特定不妊治療費助成事業」により助成を受けているときは、この要項による助成を受けたものとみなす。
- (4) 助成回数は1回までとする。なお、これまで助成を受けた回数、初めて助成を受けた際の、治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回、40歳以上であるときは通算3回である場合には対象外とする。ただし、令和3年3月31日時点で妻の年齢が40歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満の場合は、通算助成回数が6回であるときに対象外

とする。

- (5) (4)に関わらず、助成回数が通算6回（40歳以上であるときは通算3回）であっても、その助成後に出産又は妊娠12週以降に死産に至った場合も1回助成する。
- 2 前項に規定する「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいう。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。
- 3 当該治療について、既に市町村の独自事業により助成を受けている場合は、医療機関に支払った助成対象医療費の額から、その助成金額を差し引いた額と前項1に規定する額を比較して少ない方の額を助成する。

#### (助成の申請及び決定)

- 第5条 本事業による助成を受けようとする対象者は、原則として治療が終了した日の属する年度の末日までに居住地を管轄する保健所に熊本県特定不妊治療費助成申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、特定不妊治療費助成事業受診等証明書（別記第2号様式、男性不妊治療の場合は別記第2号様式の2）、熊本県内（熊本市を除く。）に住所を有することを証する書類、法律上の夫婦であることを証する書類又は事実上婚姻関係と同様の事情にあることを確認できる書類並びに指定医療機関発行の領収書を添付しなければならない。
  - 3 知事は、提出のあった申請書及び添付書類について審査を行い、助成の可否及び金額について決定し、熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書（別記第3号様式）又は熊本県特定不妊治療費助成事業不承認通知書（別記第4号様式）により通知するとともに、申請者に対し決定した金額を支払うものとする。

#### (婚姻関係の確認手法等について)

第6条 前条に規定する書類については、次のとおりとする。

(1) 法律上の婚姻をしている夫婦

戸籍謄本（戸籍全部事項証明）

ただし、住民票に夫婦の氏名及び夫婦の続柄の記載がある場合は不要。

(2) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦

次のア～ウの提出を求める。

ア 治療当事者二人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明）

イ 治療当事者二人の住民票

ウ 熊本県特定不妊治療費助成事業事実婚関係に関する申立書（別記第1号様式の3）

#### (助成金の返還)

- 第7条 知事は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を得たものに対し、その返還を求めることができる。
- 2 前項の規定により返還請求を受けたものは、速やかに知事に返還しなければならない。

#### (医療機関の指定等)

- 第8条 本事業における医療機関の指定（以下「指定医療機関」という。）は知事が行い、その指定にかかる基準は別紙1の1及び1の2によるものとする。
- 2 医療機関が指定を受けようとするときは、必要書類を添えて特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定・再審査申請書（別記第5号様式又は別記5号様式の2）を提出しなければならない。
  - 3 指定は3年ごとに、別紙指定基準に基づき再審査を行うものとし、医療機関が再審査を受けようとするときは、必要書類を添えて特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定・再審査申請書（別記第5号様式又は別記5号様式の2）を提出しなければならない。
  - 4 本県が指定した医療機関以外の施設にあっては、施設が存在する都道府県、政令指定都市又は中核市において、特定不妊治療の助成対象施設として指定された施設とする。
  - 5 指定医療機関は、申請内容に変更があった場合、又は基準を満たさなくなった場合は、知事に対して熊本県特定不妊治療費助成事業指定医療機関申請事由変更届（別記第6号様式）を届け出なければならない。

- 6 知事は、必要と認める場合は指定医療機関に対し期間を定めて是正を求めることができる。
- 7 知事は、前項の期間内には是正がなされない場合又は倫理的に許されない行為が行われたことが明らかである等の状況がある場合は、指定を取り消すことができる。
- 8 指定医療機関のうち、採卵・胚移植を行う医療機関は不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の実施医療機関（採卵・胚移植を行う医療機関）における情報提供様式（別記第7号様式）を、手術により精子の採取を行う医療機関は不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の実施医療機関（手術により精子の採取を行う医療機関）における情報提供様式（別記7号様式の2）を毎年度3月末日までに県知事に提出しなければならない。  
なお、採卵・胚移植を行う医療機関は、熊本県特定不妊治療費助成事業実施報告書（別記7号様式の3）を併せて提出しなければならない。
- 9 知事は、本事業に関して必要と認める場合、指定医療機関に対して報告を求めることができる。

（熊本県不妊対策事業検討会）

第9条 本事業の適正な推進を図るため、熊本県不妊対策事業検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会は、本事業の運営及び医療機関指定の基準に関して意見を述べるものとする。
- 3 検討会の組織及び運営については、別に定める。

（広報活動等）

第10条 県及び指定医療機関は、県民に対して広く不妊治療に関する情報提供を行うものとする。

（秘密保持）

第11条 本事業の関係者は、本事業について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第12条 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担を一部助成するものである。

- 2 この要項に定めるもののほか、本事業の推進に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年9月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条については平成16年8月5日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年11月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第3条については平成16年9月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年6月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年8月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年7月4日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年5月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年3月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年3月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年3月2日から施行し、平成28年1月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和元年5月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第2項第4号の規定は、この要項の適用の日（以下「適用日」という。）以後に開始した治療について適用し、適用日前に開始した治療については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和3年3月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。
- 2 この要項の適用の日以前に終了した治療については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年8月5日から施行し、令和2年4月9日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和4年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要項の適用の日以前に終了した治療については、従前のおりとする。